

名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月27日

条例第100号

改正 平成27年条例第6号

平成29年条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	児童福祉施設は	児童福祉施設は、なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり
第32条第2号（第30条第1項において準用する場合を含む。）	1.65平方メートル以上	3.3平方メートル以上
第32条第5号（第30条第1項において準用する場合を含む。）	保育所の	市長が特に必要と認める場合は、保育所の

(防犯及び事故防止)

第3条 児童福祉施設は、入所している者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設（通園部を除く。）及び児童自立支援施設は、非常災害に備え、入所している者及び職員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設通園部及び児童家庭支援センターは、非常災害に備え、入所している者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 児童福祉施設は、省令第14条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 児童福祉施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所の乳児室に対する第2条の規定により読み替えられた省令第32条第2号の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。